

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成 28 年 8 月 26 日
開会時刻	午前 10 時 10 分
閉会時刻	午前 11 時 02 分
出席委員名	◎世古 明 ○野口 佳子 山根 隆司 小山 敏
	杉村 定男 浜口 和久 佐之井久紀 宿 典泰
	中山 裕司議長
欠席委員名	山本 正一
署名者	
担当書記	森田 晃司
協議案件	地方創生先行型交付金を活用した事業の効果検証について
	三重県における農業共済団体等の 1 県 1 組合化の取組とその後の経過について《報告案件》
	勢田川等水面利用対策協議会の取組について《報告案件》
	伊勢市営住宅等の指定管理者選定について《報告案件》
	空家等の対策について《報告案件》
	所管事業の平成 28 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事
	建築住宅課長、建築住宅課副参事
	産業観光部長、産業観光部理事、農林水産課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長、その他関係参与

協議経過並びに概要

世古委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「地方創生先行型交付金を活用した事業の効果検証について」の説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

続いて報告案件の「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組とその後の経過について」、「勢田川等水面利用対策協議会の取組について」、「伊勢市営住宅等の指定管理者選定について」及び「空家等の対策について」の報告を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

次に「所管事業の平成28年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、平成28年度の所管事業を5事業選定することを決定し、閉会中の継続調査案件として本会議へ提出することを決定した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前10時10分

◎世古明委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は8名でありますので会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【地方創生先行型交付金を活用した事業の効果検証について】

◎世古明委員長

それでは初めに、「地方創生先行型交付金を活用した事業の効果検証について」を御協議願います。当局からの説明をお願いいたします。

都市整備部長。

●中村都市整備部長

本日は大変御多忙のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただき誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありましたとおり、当局側からといたしまして、「地方創生先行型交付金を活用した事業の効果検証について」の協議案件と、報告案件として「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組とそ

の後の経過について」ほか3件でございます。詳細につきましては、各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎世古明委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、地方創生先行型交付金を活用した事業の効果検証につきまして御説明を申し上げます。これは地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）いわゆる地方創生先行型交付金、こちらを活用した事業の実績、効果につきまして、外部有識者による効果検証のほか、議会の御意見をお伺いするものでございます。

それでは資料1の1をごらん願います。1の経緯につきましては、国の平成26年度補正予算において、地方創生先行型交付金が1,700億円措置され、そのうちの1,400億円が平成26年度に基礎交付分という形で、これは人口財政力指数等に基づき、全国の自治体に交付されました。

また、残りの300億円、こちらについては先駆的な事業や、平成27年10月30日までに、地方版総合戦略、各地方自治体のほうでの総合戦略に当たりますが、こちらを策定する自治体を対象に上乘せ交付分ということで、平成27年度に交付をされました。交付に当たっては、実施計画を策定し、交付対象事業に係る平成27年度中の重要業績評価指標、K P Iと言いますが、このK P Iを設定して検証を行うこと、また、交付対象事業については、地方版総合戦略に位置づけることというのが条件となっておりました。こうした流れに沿って、記載のとおり国に実施計画を提出し、また、昨年10月27日には伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略、先ほど申し上げました地方版総合戦略の伊勢市版ですが、こちらを策定いたしまして、本年6月、外部有識者で構成する伊勢市まち・ひと・しごと創生会議に効果検証を諮問し、7月に答申をいただいたところでございます。

今回の効果検証につきましては、2の根拠に記載のとおり、内閣府事務次官通知に基づき実施するものでございます。

3、諮問・答申の内容でございますが、記載のとおりでございます。答申では、すべての事業が総合戦略のK P I達成に有効であったと評価をいただきましたが、各事業におけるK P Iと総合戦略で示すK P Iとの関連性が弱いものや、既に総合戦略で示すK P Iの目標値を達成しているものがあることから、K P Iの見直しを今後の課題とするよう御意見をいただいております。

恐れ入りますが資料1の2の1ページをごらんください。こちらは交付対象事業の一覧表でございます。全部で12事業、交付金実績額は1億1,321万1,000円でございます。内訳といたしましては、基礎交付分が10事業で、交付金実績額が9,801万1,000円、上乘せ交付分のうち、先駆的な事業に交付されるタイプ1というものが1事業で520万円、先ほど申し上げましたように、平成27年10月30日までに地方版総合戦略を策定した自治体に交付されるタイプ2というものが1事業で1,000万円でございます。

このうち、紫色で表示をしたものが、産業建設委員協議会関係分でございます。基礎交付分では4の観光誘客宣伝事業3,988万4,400円から8の移住促進事業1,000万円までの

5事業、合計6,761万5,541円、上乗せ交付分のタイプ1として、伊勢志摩観光コンベンション機構を活用した広域連携事業の伊勢志摩広域観光誘客力パワーアップ事業520万円、そして上乗せ交付分のタイプ2として、空家等対策推進事業費1,000万でございます。

3ページ以降は各事業の実績報告書でございます。上から交付対象事業の名称、基礎交付、上乗せ交付の交付区分、担当所属名、総事業費及び交付金実績額、重要業績評価指標KPIについて、これについては平成28年3月末を目標とする指標値と実績値の各欄がございます。また、事業効果欄につきましては、あらかじめ国のほうで設定をされておりました。目標を達成したもの、上回ったものは非常に効果的という選択をするようにということです。また、目標値の7割から8割以上達成したものは相当程度効果がある。事業開始前よりも改善したものは効果があり。事業開始前より悪化したものは効果なし。この4区分から選択するようにということであらかじめ国のほうから設定がされているところでございます。事業内容欄の下段には、当該交付対象事業が位置づけられる総合戦略の区分として、基本目標、基本的方向の区分、具体的施策とこの具体的施策のKPIを記載しております。また、その下段に外部有識者で構成をいたします、先ほど申し上げましたひと・まち・しごと創生会議、こちらの評価と実績値を踏まえた今後の事業の展開について方針とその理由を記載いたしております。

恐れ入りますが、個々の事業についての御説明は割愛させていただきたいと存じます。

なお、今回は、国の指示に基づき地方創生先行型交付金を活用した事業に係る効果検証を行ったものですが、総合戦略全体につきましても検証を行い、今後改めて議会に御報告申し上げたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

申しわけございません。先ほど御説明をいたしました、一覧表の基礎交付分の1ページでございますが、8移住促進事業、私1,000万円と申し上げましたが、100万円の間違いでございました。申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいま全体概要について御説明をいただきました資料の2枚目、資料1の2地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業一覧として産業建設委員協議分は7事業あります。全体概要並びに各事業の報告について、御発言がある方はお願いをいたします。

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと聞かしてください。

今回は地方創生の先行型の事業の交付事業の評価ということで、結果検証が行われたということです。答申のあれもいただいたんですけども、創生会議のほうの答申では、KPI達成に有効であったというものが非常に多くて、関連性が弱いというのもあったと思うんですけど、この事業評価のほうの、独自にさせていただいたのが、先ほどあった非常に効果があるとか、相当程度効果があるということで、事業の中身からするとか、あと観光に携わるとる人は、この1事業の中の内容が非常に理解をされて、効果があったという指標になるかもわかりませんが、私自身が地方創生という大きなこの項目の中で、

この各事業が相当効果があったのか、非常に効果があったのかという見きわめがなかなか難しいんですけれど、そのあたりの事業効果についての解釈というか、そのあたりのことをどのように考えておるかちょっとお聞かせを願いたいんですけれど。

◎世古明委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの御説明でも申し上げましたように、この事業効果欄につきましては、あらかじめ国のほうから基準というのを示されておりますので、その中から、便宜的に選択をしたというのが現実的なところがございます。中にはただ、指標もですね、活動指标的なものがございますので、やったらやっただけ結果が出るというものがございます。ですので、今回の事業につきましては、そういった規定の報告の中でさせていただいておりますけれども、おっしゃられるように、それぞれの事業というのは、地方創生のこの総合戦略というのは、上のほうにだんだん基本目標から基本的方向を具体的施策とだんだん階層になっておりまして、最終的には、仕事の創出、人の流れ、それからまちの活性化、これが好循環で回るようにということがございます。

観光につきましては、新しい人の流れをつくるということで、今、取り組みを具体的に総合戦略の中で位置づけをしておるところでございます。その指標値の設定としては、外国人、神宮参拝者あるいは、全体的には神宮の参拝者数をですね、800万、29年の時点で、キープするというふうな目標を行っております。現時点ではそれぞれの事業も講じながら、参拝客数は、サミットの効果もあったということも伺っておりますが、現時点においては、3割程度、同時期に比べて増えとるというふうなこともございますので、トータル的に考えれば、そういった形で効果が出ておるといふふうに理解をしているところがございます。

以上でございます。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

国のほうから示された評価について、事業効果の非常に効果があったのかとか、相当効果があったのかの指標があったということ、それは理解できました。ただそれはそれとして、伊勢市で行う事業ですから、当然こういう地方創生の事業が、これがスタートラインとして何か根付くものになって、随分やはり観光事業も具体的になってきたなとかいうことが見えて、我々のとこへ説明があるということがないことにはですね、今までゼロのところを、予算付けてばらまくという言い方はできませんけれど、僕はばらまいたような状況だと思うんですけれど、ばらまいたわけですから、ばらまいたところにはやはりゼロではなくて、プラスの効果があって、有効性があったなどは、僕らも思うんですけど、何か

の例えば4番の観光誘客宣伝事業にしても、事業効果としては、地方創生については非常に効果が出ましたと言うて、どういうとこかなというのは、ちょっとやっぱり、事業目的のこの委託とか広告数宣伝の関係は出ておりますけれども、それはどうなんかなど。

それとあとK P Iの手法についても、ちょっと難し過ぎてですね、非常に観光に携わっておる、実際携わっておる方は、日に日にの観光客の動向であったりとか、飲食であったり、泊まりであったり、物品購入だったりということでこう感じることもあるんですけども、携わりのない市民の方のほとんどは、地方創生で予算をもらってしとるということも知らん、そんなに肌身に感じていないと思うんですね、そのあたりの手法をやっぱり別枠としてですね、やっぱり担当課としてはきちっと実態を押さえやなならんと思うんですよ。国への報告は報告でいいじゃないですか。そういう指標やったと今、確認をできましたのでね。

でもそれではなくて、伊勢市としては本当に、もうちょっと具体的なことがいったなどかいらなかったのか、いやいやこれじゃなくて、こちらのほうへ重点的にやらないかんだのかということが、各事業の中であんまりこれ見えてこないんですよ。随分読まさせていただきましたけど、そのあたりのことというのを全体の話としてはどのように捉えておるのかちょっとお聞かせください。

◎世古明委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

すいません、ちょっとわかりにくいところがあったかと思います。

今回に関しましては、26年度の国の予算に関する事業報告的な部分がありましたので、こういう形をとらせていただきましたが、冒頭御説明申し上げましたように、全体的に、この総合選択はどういうふうに進んでおるのかっていうところの進行管理も含めてですね、改めてまた御報告をさせていただきたいと思っております。そういう形になればこういう事業の点という観点以外も、もう少し大きい視点でも見ていただくことが可能かと思えますし、今、御指摘いただいたようなことも含めて、ちょっと報告の仕方というものもまた考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

伊勢市まち・ひと・しごと創生会議から答申をいただいております中の、最終的にK P Iの見直しを今後の課題としてくださいということと言われておりますけれども、このK P Iの課題についてもですね、もう少し申し上げたように、伊勢市の実態にとらえて、庁内で確認をされた実態に則したものにちょっとK P Iもですね、確認をしてほしいと思うんですけど、この答申を受けて、今後どのような形にもっていくのかだけちょっとお聞かせをください。

◎世古明委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

答申のほうでは、そういった御指摘をいただいております。例えば、K P Iの見直しということに関しましては、本協議会でございますが、他の協議会の関係案件で、かなりその目標値と実績値の乖離があったものがあるということで、そもそもちょっと設定が悪いんじゃないですかというふうな御指摘もいただいております。

今回、会議のほうからですね、ちょっとこう、ずれといいますか、K P Iについて関連性が弱いというふうな御指摘をいただいておりますので、このあたりは、この具体的施策の中で、総合戦略を策定するときに、特にこれが代表的なものだろうということの一つ設定ただけでございましたので、ちょっとこう個別の具体的な事業になると、そぐわない部分が出てきておりますので、例えばこれをもう少しふやすとか、そういった形でちょっと、整理について検討させていただきたいと思っております。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組とその後の経過について】

◎世古明委員長

続いて報告案件に入ります。

はじめに「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組とその後の経過について」を御報告願います。

農林水産課長。

●松田農林水産課長

それでは、三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組とその後の経過につきまして御報告申し上げます。

資料2をごらんください。三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組につきましては、本年6月13日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、経過をお示したところでございますが、全国的に1県1組合化が進む中、三重県におきましても、県内7組合等と、連合会及び三重県と検討を行い、平成29年4月1日を設立期日の目標とし、合併に向けた協議を進めているところでございます。

1番目の経過についてでございます。

一つ目の三重県内農業共済組合等組織整備予備契約書等の締結につきましては、平成28年7月7日に調印式が開催されまして、前回お示しいたしました三重県農業共済組合合併

基本事項をもとに、組織整備の方法、新組合の発足日、名称、事業所所在地などの共済規定作成の基本事項など予備契約書が締結されました。

二つ目の、組合解散に伴う事務の承継につきましては、平成29年度産の麦や、平成28年度産の大豆などの農業共済事業の一部事務や、平成28年度の決算事務を伊勢地域農業共済事務組合から伊勢市に引き継ぐことで調整を進めているところでございます。

三つ目の農家への周知につきましては、伊勢地域農業共済事務組合において、本年8月発行の組合広報紙に県内1組合化の関連記事を掲載し、また、本年2月に引き続き、7月に第2回目の県内1組合化のチラシを農家に配布しております。

続きまして、2番目の今後の予定についてでございます。今後の日程につきましては、9月市議会定例会におきまして、伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議、解散に伴う財産処分に関する協議、規約の変更に関する協議の三つの議案を提出させていただく予定でございます。9月市議会定例会におきまして、三つの議案の議決をいただきましたら、10月以降に協議書を作成し、三重県に解散届出書などを提出する予定でございます。これらの手続を経た後に、平成29年4月1日に三重県農業共済組合が設立される予定でございます。また、県内1組合化の情報につきましては、各種広報紙への掲載を予定しております。

以上、三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取り組みとその後の経過につきまして御報告申し上げます。

◎世古明委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【勢田川等水面利用対策協議会の取組について】

◎世古明委員長

次に、「勢田川等水面利用対策協議会の取組について」を御報告願います。
都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

それでは、「勢田川等水面利用対策協議会の取組について」御報告申し上げます。

資料3をごらんください。本協議会の取り組みにつきましては、平成25年6月10日開催の産業建設委員協議会で御報告申し上げたところでございますが、本日はこれまでの協議会の取り組みを簡単に御説明するとともに、今回公募により、勢田川防潮水門左岸の係留施設管理者が決定し、占用を開始しましたので御報告申し上げます。

まず、1の協議会の目的でございますが、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治

山田港、いわゆる勢田川等水面には、以前から多くの船舶が無秩序に係留され、さまざまな弊害が生じてきました。そのため、水面、水際の良い船舶等の係留環境の促進と整備等を行うことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持増進を図ることを目的として、平成21年に設立されました。

2の協議会対象区域は、地図に黄色で着色した区域となっております。

3の協議会の委員は、宇治山田港湾整備促進協議会、伊勢湾漁業協同組合、地元自治会、国土交通省、鳥羽海上保安部、伊勢警察署、三重県、伊勢市となっております。

2ページをごらんください。4のこれまでの協議会の取り組みでございますが、6点挙げております。①としまして、係留船舶の実態調査を継続的に行っています。②の強制的な撤去措置については、所有者が確認できない沈没船を河川法75条第3項に基づき、管理者が強制的に撤去を行いました。③の民間マリーナの利用促進は、民間マリーナに占用許可を出し適正に管理していただきました。④の重点的用地の設定については、一度移動した船舶を再係留させないため、重点的に監視をしているところでございます。

⑤の係留区域の設定については、係留施設として認めていくという区域であり、先ほど申しました民間マリーナも含め10カ所を設定しました。

恐れ入りますが、3ページをごらんください。係留区域として設定した10カ所でございます。黄緑色の5と6は既に活用を開始した箇所となっております。なお、6の宇治山田港については、今よりさらに区域を拡張し、係留できる船舶がふえるよう、現在手続を進めているところでございます。水色の2、4、10は、民間事業者を活用する箇所となっております。黄色の1、3、7、8、9は、現状施設の活用を認める箇所、8の勢田川防潮水門下流左岸は、今回新しく活用を認めた箇所となり、詳細については後ほど御説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。⑥の今一色漁港区における占用許可でございます。平成25年8月1日に伊勢市が占用許可を得て、管理は、伊勢湾漁業協同組合と二見遊漁会で構成される地元協議会が行うこととして、係留施設として活用を開始いたしました。下の棒グラフをごらんください。平成22年から27年までの不法船舶数の変動を示しています。これまでの取り組みにより、平成22年1月に、951隻あった不法船舶が、昨年12月の調査では469隻に減少しております。

次に4ページをごらんください。今回の取り組みについてでございます。概要といたしましては、放置または不法に係留している船舶を収容し、適正な管理を行うことのできる係留施設管理者を公募により決定し、平成28年8月1日から占用を開始し、係留施設として活用が始まりました。なお、国土交通省が管理する河川では全国で初めての取り組みと伺っております。施設名は、勢田川防潮水門下流左岸係留施設で、施設管理者は、特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ、理事長、中村清様でございます。効果としましては、占用許可を得た管理者のもとで適切に管理がなされるとともに、不法に係留している船舶が適正化されることになり、不法船舶が約100隻減少することが見込めます。なお、残りの4カ所についても、今回の手法も含めて、施設管理者を決定していくよう、取り組んでいきたいと考えておりますが、推進の不足や、現在では管理者の許可が難しい場所も含まれており、今後、協議会で精査してまいります。

以上、「勢田川等水面利用対策協議会の取組について」御報告申し上げます。よろし

くお願いいたします。

◎世古明委員長

本件も報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。
宿委員。

○宿典泰委員

ありがとうございます。

段々と協議会で示されておるように、不法係留船が少なくなっておるということは、本当に、当局の方が御努力だと思うんですけど、あとは非常にですね、重点的の撤去区域というのが、3ページに示させておりますけれども、このあたりの汐合橋から一色の樋門までのところで船舶の個数は少なくなったなという一方で、非常に何て言うんですかね、船の係留するための、この施設は非常に強化したのと違うかなというようなところも一部に見られます。そのあたりの対応というのはちょっと、不法係留で重点的のところへ移設してくださいよという呼びかけには、ちょっと反してしまつとるんかなというようなことを感じるんですけど、そのあたりの対応というのは、現地確認も含めてやられておるのかちょっとお聞きをしたいと思います。

◎世古明委員長

都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

3ページの重点的撤去地区のことだと伺います。こちらにつきましては、重点的撤去地区として、一度、設定したところに、また戻って来ないように重点的に監視しとるところなんですけど、船舶の推移としましては、平成23年の6月で、この区域内に273隻ございました。それが、平成27年の12月では、192隻になり、ことし6月の調査では、最新の調査では179隻と、減少傾向にあるということで常に監視しておるところでございます。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

わかりました。その努力は認めながら、やはり監視の部分というのを強化をしていただかんとならんかなというのを感じますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

今回の取り組みの中で、神社みなとまち再生グループのほうで、占用許可をいただいて管理をしていくということなんですけれども、当然、今までの既得権化というのか、既得権ある方との話のぐあいによっては、なかなかうまくいくんかなということを感じておるんですけど、今度管理をされるということは、それなりの手法というのか、かかってくるわけでありまして、そのあたりの状況というのはどのようなことがあるのかちょっとお聞かせをください。

◎世古明委員長
都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

今回の取り組みの考え方としましては、河川管理者である国土交通省及び港湾管理者である三重県の占用許可をNPO法人が取得され、区域内の運営を管理していくということになります。それで、区域内にその船舶を係留希望の希望者については、NPOと契約締結して船舶を係留していただくことになるわけなんですけど、先ほどもございましたように約100隻の係留がある中で、先般伺った中で約70隻程度はそういう方向で今進めていただいとるということも聞いて伺っております。そういう状況で進めていただいとるということ伺っております。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

今の伊勢市の海の駅で、神社みなとまち再生のNPOさんが活動していただいとる、この活動が後の今一色であったりとか、一色であったりとか、防潮水門の下流、また大湊に進んでですね、非常に形態として良くなるということがあるわけですけど、一応ですね、当局としての、国、県の動き、河川管理者の占用の状況にもよると思うんですが、目標年度っていうのは何か定められておるんでしょうかね。

◎世古明委員長
都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

国、県の考え方としましては、平成31年度末までに不法係留船舶をゼロにするという目標のもとで進めておるところでございます。

◎世古明委員長
他に御発言はございませんか。
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市営住宅等の指定管理者選定について】

◎世古明委員長
次に、「伊勢市営住宅等の指定管理者選定について」の御報告をお願いいたします。
建築住宅課副参事。

●山神建築住宅課副参事

それでは、「伊勢市営住宅等の指定管理者選定について」御報告申し上げます。

市営住宅等については、平成24年10月1日から指定管理者制度の導入により管理を行っておりますが、指定管理の期間が、平成29年3月30日をもって終了するため、改めて指定管理候補者の選定を行いましたので、その内容につきまして、御報告申し上げます。

資料4をごらんください。まず、1、公募による指定管理者候補の選定の概要についてでございます。(1)の対象となる施設につきましては、市営住宅39団地、改良住宅2団地、市営住宅に併設しています特定公共賃貸住宅を合わせた41団地1,028戸でございます。指定管理の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。(2)の公募の経過につきましては、募集要項等の配布を既に平成28年5月9日から5月20日まで行い、募集者の説明会を6月10日に開催し、その後、6月13日から応募を開始し、7月6日までの期間、行ったところでございます。次に、(3)の伊勢市営住宅等を指定管理者選定委員会につきましては、選定委員会規則に基づき委員5名による選定委員会を設置し、平成28年4月から7月にかけて会議を3回開催しました。(4)の審査につきましては、指定管理者選定委員会において書類審査の第1次審査を平成28年7月12日、公開プレゼンテーションの第2次審査を7月26日に行いました。

続きまして、2ページをごらんください。2、申請団体及び選定の結果でございます。(1)の申請団体につきましては、F E住宅管理共同企業体の1団体から申請がございました。団体の構成につきましては、エクノフ株式会社と船谷建設株式会社、2社の共同企業体でございます。次に(2)の選定結果につきましては、申請団体の1次審査が100点満点中69点、2次審査が675点満点中440点で、合計得点775点満点中509点となり、指定管理者選定委員会において、候補者として選定されました。

次に、3、今後のスケジュールについてでございます。指定管理者の指定に係る議案につきましては、平成28年12月市議会定例会に提出させていただきたいと考えているところでございます。議会でお認めいただきましたら、平成29年1月から指定管理候補者と協定書を締結し、4月からの指定管理者による管理開始に向け、入居者への周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、伊勢市営住宅等の指定管理者選定につきまして御説明申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

◎世古明委員長

本件についても報告案件ではございますが、特に御発言がありましたらお願いします。宿委員。

○宿典泰委員

1点だけ教えてください。F E住宅管理共同企業体は、前回、指定管理者として実際されておって今回が、継続されるということになると思うんですけど、選定結果のところの1次審査に2次審査のちょっと点数がですね、伊勢市は伊勢市で課題があるために指定管理をして、何とか公共側、行政側でできないところをお願いするということであったと思うんですけど、ちょっと低いような気はしてなるんですけど、このあたりの点数に

ついてですね、何かの内部的な評価としてどのように思われておるかちょっとお聞かせをください。

◎世古明委員長
都市整備部参事。

●久田都市整備部参事

今回の審査結果の点数でございますけども、1次審査が69点、2次審査が440点ということになっております。候補者ですね、選定基準というのを決めさせていただきまして最低点が第1次審査のほうで60点、2次審査が405点以上あれば、特に問題ないという、標準に達しているというふうな判断で基準を設けさせていただきましたので、今回ですね、1社だけというところもありましてですね、客観的な点数を付けていただいたという判断をしております。

◎世古明
宿典泰委員。

○宿典泰委員

僕が聞かしていただいたのは、今回初めてじゃないですよ。初めてのとこというのはやっぱりこれぐらいの点数が妥当かどうか、僕は標準がわからんですけど、何社かあって、やはり、民間の土地建物の維持管理、また、何か課題があったときの修繕も含めてやる体制と、行政側が指定管理をしていただく管理とは若干違うので、民間のほうではなかなか点数上がらないということも承知の中でしておるんですけど、今回が初めてじゃないので、2回目の申請応募として、やはり行政側が求めておるのが100%とすると、69点やったわけじゃないですか。60点が落第点とすると、その9点で選んだというのは、もうそれ結果ですから、1社しかない話ですので、いいんですけども、行政側はなんか、その目標にしていることがあるわけですよ。こういうところがもうちょっとやって欲しかったな、それが足らんもんで、69点なわけで、そのあたりのことを聞きたいわけですよ。多分そうなるとやはり市営住宅の関係でいくと1番は、賃貸のこのお金の回収が云々という話とかね、出てくると思うんですよ、そこら辺の体制がちょっと甘かったという点数なのかという、そういう実態的なことをちょっと聞きたかったですけども。いかがでしょうね。

◎世古明委員長
都市整備部参事。

●久田都市整備部参事

今回の提案の中にもですね当然、その徴収の関係の提案もございました。その点につきまして、まず、滞納者を減らすということで、現年、重点的に行います。滞納者をなくして滞納金額も減らしていくという方針もございまして、それと、これまでも滞納者についても、市と協力してですね、滞納整理に努めていくというような御提案もございまして、

そのへんについきましたは、評価はしていただいたというふうになっております。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員長

これはやはり、指定管理をするということは、行政側でやはり目的があったと思うので、そのあたりのことのポイントが、大きく5点あったとすると、その5点がきちっと評価されないために69点やったと思うんですよね。そのあたりが、できんことを無理やりこの行政側が言っても無理やと思うんですけれど、やはりあの、指定管理としてお願いする以上は、公金を使うわけですから、そのあたりの整理というのをきちっとやって、点数には出ないけどこういうことをやってますというようなことが、やはりこう評価として担当課として持つておるのが必要かなということを感じておるので、ここで80点、90点出るということだけがいいという話はないんですよ、ないんだけど、そのあたりのことをどのように考えておるのかということを知りたいわけですよ。

◎世古明委員長
都市整備部長。

●中村都市整備部長

今、現在といいますか、結果として、行政側としては100点を求めた結果が、5年たったこの共同企業体が69点しかとれなかった。合格ではありましたが、まだまだ本来であれば100点に近い、評価できる企業になってほしいと、我々はそう思っておるわけでございます。今後についてはですね、この共同企業体に、また5年お任せするわけでございますので、そういう100点に近い形でとれるような指導をですね、今後、求めていきたいとこのように思います。また、それで伸びない企業体であれば、今後は切られると、また違う企業体も出てきて、今回のこういう指定管理ができないという結果になりますので、その辺も十分に指導していきたい、このように考えてますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

◎世古明委員長

他に御発言ございませんか。

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【空家等の対策について】

◎世古明委員長

次に、「空家等の対策について」の報告をお願いいたします。

建築住宅課副参事。

●山神建築住宅課副参事

それでは、「空家等の対策について」御報告申し上げます。

伊勢市内における空き家等の実態につきましては、去る6月13日に開催されました産業建設委員協議会で御報告申し上げたところでございますが、現在の空き家等の取り組み状況について御報告申し上げます。

資料5をごらんください。まず初めに、空家等対策の取り組み状況についてでございます。(1)の危険空家等の対応につきましては現在把握しております空き家2,891件のうち、危険度の大きい82件から優先的に順次対応しておりますが、それ以外に、市民から相談があった空き家等についても随時対応しているところでございます。

次に、危険度大等への対象件数の表をごらんください。今年度4月から7月末までに危険度大と相談のありました空き家等52件に対応してまいりました。

空き家等への対応方法につきましては、空き家の所有者や相続人、または管理者のお宅に直接訪問して、空き家等の現状と危険性などの御説明を行い、適正な空き家管理の依頼や助言を21件、所有者や相続への文書や電話による空き家等の管理依頼につきましても20件を行ってきたところです。

また、維持課や環境課などの主管課とも連携した対応を行っております。なお、対応する空き家につきましては、登記されている所有者がお亡くなりになり、相続されていないものが多数あるため、所有者の特定調査等に人と時間を費やします。

また、積極的に指導や助言を行っておりますが、所有者の意識が適正管理にかかる費用の問題等により、適正な管理まで至るケースは少ない状況となっておりますが、今後も空き家対策解決に向けて粘り強く調査と交渉を進めてまいります。

次に(2)の伊勢市空家等対策計画策定についてでございます。伊勢市空家等対策計画策定業務委託を発注し、計画策定に向けて進めています。受託者は、公益財団法人三重県建設技術センター、委託期間は平成28年5月24日から平成29年3月28日までとなっております。現在、空家等対策計画策定の素案を作成するとともに、抽出した空き家所有者の意識調査のアンケートを行う準備をしているところでございます。

次に2の空き家等の耐用スケジュールでございます。スケジュールについては、これまでに御報告したところでございますが、2の欄の(仮称)空家等対策協議会の設置につきましては、9月定例会に設置に係る議案を提出し、進めてまいりたいため、変更が生じるものでございます。ほかのスケジュールについては、変更なく進めてまいりたいと考えております。

今後も調査結果により判明した空き家等の管理不全で危険度の大きい状態のものから所有者を特定し、適正な維持管理を促すように、所有者とさらなる協議を行うなど、所管課とも連携し、空き家等の対策を継続して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、空き家等の対策について御説明申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

◎世古明委員長

本件についても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の平成28年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎世古明委員長

次に、「所管事業の平成28年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況について、報告を受けることになっております。昨年度は11月24日に実施し、5事業について御報告をいただきました。過去の選定事業については、資料6、年度別選定事業表のようになっております。今年度も5事業程度を決定し、12月定例会までに実施することにしたいと思っております。

裏面の平成28年度歳出予算款別説明書をごらんください。この資料は、当初予算資料の産業建設委員会所管事業一覧のうち、正副委員長で相談し、あらかじめ12事業選定したものであります。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から、報告の対象としたい事業がありましたら、本資料を参考に、9月12日月曜日までに事務局の担当書記に御報告を願いたいと思っております。委員から、報告された事業及び正副委員長の選定いたします事業から、5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思っております。あわせて、閉会中の継続調査の申し出も決定したいと思っております。

この件につきまして委員の皆様から何か御発言はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。本件については、5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分